

学会情報

第 72 回 IFA（国際租税協会）年次総会の模様について

前税務大学校 研究部 教授
落合 信之
前税務大学校 研究部 教育官
山田 理恵子

◆SUMMARY◆

平成 30 年 9 月 3 日（月）から 9 月 6 日（木）にかけて、大韓民国・ソウルで第 72 回 IFA 年次総会（ソウル大会）が開催された。

ソウル大会では、議題 1 「一般的性質及び適用範囲を有する租税回避対策の探求－GAAR とその他の制度－」及び議題 2 「BEPS、集団投資ビークル（CIVs）、及びデジタル経済時代の源泉税」を主要議題とし、更に 10 のセミナーが設定され、計 12 のテーマに沿った研究報告・討議が行われた。これらのテーマには、主要議題に関連して、租税紛争解決における課題、デジタル経済から生じる課税上の問題、国際課税の最近の動向などが取り上げられ、様々な議論が活発に行われた。

今大会には、税務大学校から落合信之教授及び山田理恵子教育官が参加した。本稿は、この 2 名の参加者が聴講した議題・セミナーに係るレクチャーやディスカッションについての議論のポイント等を報告するものである。

（令和 2 年 1 月 29 日税務大学校ホームページ掲載）

（税大ジャーナル編集部）

本内容については、全て執筆者の個人的見解であり、
税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式
見解を示すものではありません。

目 次

はじめに 92

「議題1 一般的性質及び適用範囲を有する租税回避対策の探求
—GAAR とその他の制度」 93

「議題2 BEPS、集団投資ビークル (CIVs)、及びデジタル経済時代の源泉税」100

「セミナーA：租税回避対策のメカニズムの有効性」103

「セミナーB：租税紛争解決の選択肢」106

「セミナーC：課税管轄権の限界 —非伝統的な“事業拠点”」108

「セミナーD：企業の利益分配に係る課税の最近の動向」110

「セミナーE：IFA/OECD 共同セミナーOECD の最新情報、米国税制改正の影響
及びデジタル化に関する税務上の問題点)」112

「セミナーF：税源を浸食せずに国外投資を誘引する優遇税制」118

「セミナーG：IFA/EU EU の最近の動向」119

「セミナーH：国際課税の最近の動向」121

「セミナーI：地域政府職員セミナー」123

「セミナーJ：OECD ガイドラインに含まれる基本原則の観点からみた
最近の国際的 VAT/GST の問題」124

はじめに

第72回 IFA 年次総会は、平成30年9月3日から同年9月6日まで大韓民国・ソウルにおいて78の国と地域から1,200名を超える参加者を迎えて開催された。総会の議題及びセミナーで取り上げられたテーマは下表1のとおりである。本報告は、これらセッション別に各議論の概要をコンパクトに報告するも

のであり、紙面の都合上、簡略化又は割愛した部分があることをご了承願いたい。また、本報告の作成においては、基本的に配付されたスライド資料及びセミナー等での議論を基に作成しているが、IBFD のホームページで公表された「Summary of discussion」等の専門誌で公表された情報も参考にしている。

【表1 議題及びセミナーのテーマ】

	午前	午後
9/3 (月)	議題1：一般的性質及び適用範囲を有する租税回避対策の探求—GAAR とその他の制度—	セミナーA：租税回避対策のメカニズムの有効性
		セミナーB：租税紛争解決の選択肢
9/4 (火)	議題2：BEPS、集団投資ビークル、デジタル経済の時代における源泉税	セミナーC：課税管轄の範囲
		セミナーD：企業の利益分配に係る課税の最近の動向

9/5 (水)	セミナー E : IFA / OECD 共同セミナー (OECD の最新情報、米国税 制改正の影響及びデジタル 化に関する税務上の問題点)	セミナー F : 税源を浸食せずに国外投資を呼び込む 優遇税制
		セミナー G : IFA / EU (国家補助とデジタル経済)
9/6 (木)	セミナー H : 国際課税の最近の動向	セミナー I : 地域政府職員セミナー
		セミナー J : OECD ガイドラインを含めた基本原則 の観点からみた最近の国際的 VAT / GST の問題

「議題 1⁽¹⁾ 一般的性質及び適用範囲を有する租税回避対策の探求 —GAAR とその他の制度」

[Subject 1 : Plenary Session – Seeking anti-avoidance measures of general nature and scope – GAAR and other rules]

【議長及びパネル】

Chair: Sai Ree Yun (Korea (Rep.))

Panel Members:

Craig Elliffe (New Zealand)

Judith Freedman (United Kingdom)

Georg Kofler (European Union)

Philippe Martin (France)

Danielle Rolfes (United States)

吉村 政穂 (一橋大学大学院法学研究
科教授、日本)

General Reporters:

Paulo Rosenblatt (Brazil)

Manuel Tron (Mexico)

【議題の概要】

多くの国では、租税政策のキーとなる要素として公平及び応能負担の原則を採用している。しかしながら、完全に公平性及び応能負担を実現させるための法律の制定と適用することは容易いことではない。いくらかの納税者は、税法における枠や認識のずれを利用して租税回避を試みてきた。その結果として、多

くの国では、そのような税法上のループホールや租税回避と対抗するために税法で個別的租税回避防止規定 (Specific Anti-Avoidance Rules、以下「SAAR」という。) を税法に採用してきた。けれども、新しい産業の出現や経済活動の複雑さの増大に伴い、租税回避に対抗することを SAAR だけに頼ることが次第に困難となってきた。もし SAAR が十分に租税回避に対応できなければ、租税政策の目的、すなわち、公平性及び応能負担を達成することが困難となるかもしれない。そのような現状の中で、一般的租税回避防止規定 (General Anti-Avoidance Rules、以下「GAAR」という。) の必要性が生じてきた。

GAAR は、近年他の国々の税法に加えられ、長い時間をかけて多くの租税システムにおいてキーとなる要素となってきた。特に、ポスト BEPS (税源浸食及び利益移転 ; Base Erosion and Profit Shifting、以下「BEPS」という。) においては、租税回避防止規定 (GAAR を含む。) は税システムの完全性を保護するための重要な役割を担っている。租税回避に対する世論の批判を起こすため、また、税収の減少及び多額の公債のために、政府はより引締めを行うか、又は新たに GAAR を採用するようになってきた。例えば、EU では、GAAR を取り入れた租税回避防止指令 (Anti-Tax Avoidance Directive、以下「ATAD」という。) に関して合意に達し、一方で OECD は、条約の濫用に対抗する BEPS

行動 6 において GAAR を含め、多国間の手
段 (BEPS 防止措置実施条約 : Multilateral
Convention to implement Tax Treaty
Related Measures to Prevent Base Erosion
And Profit Shifting、以下「MLI」という。)
で顕著に租税回避防止に取り組んでいる。

このセッションでは、まず①GAAR に関す
る一般的性質 (目的、範囲、条件及び法的効
果) について議論し、続いて②GAAR を適用
した注目すべき事例に焦点を当て、判例が創
出した一般的租税回避防止の原則又は概念を
再考察する。それから③GAAR の適用と関連
して納税者のセーフガードについて議論し、
④納税者の取引の再構築及び関連する罰則の
賦課を含む GAAR を適用した結果等につい
て触れて締めくくる。

1 はじめに

セッションの冒頭、トピックの紹介、GAAR
の根底にある法哲学、及び法原理 (特に制定
法主義) の濫用と租税回避防止規定の違いな
どについて説明があり、特に当事者に関連す

る相違は、民事に係る法の濫用のケースでは、
一般的に、当事者の間に力関係又は資源の根
本的な不均衡は生じないが、租税回避防止規
定のケースでは、当事者の間 (この場合、国
家と納税者の間) には、力関係と資源におい
て根本的な不均衡が生じる。そして、法規範
又は司法制度のしっかりとした基盤を持たな
い司法権においては、国家による租税回避防
止規定の濫用に導く可能性があるとの説明が
あった。また、国家による租税回避防止規定
の濫用は、国内の政策的理由による場合と国
際的な国家の利益による場合に動機付けられ
るとの見解が示された。

2 GAAR の紹介と分析

(1) ゼネラルリポーターの主な分析結果

まず、世界における GAAR の法制化に係
る歴史 (GAAR の導入状況) について説明
があった後、GAAR の規定の策定に係る主
な論点について簡単に以下の表のとおりま
とめられた。

【表 2 GAAR の規定策定に係る主な論点】

<p>【主要な要素】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 税務スキーム又は取引 (scheme or transaction) ● 租税便益 (benefit or advantage) ● 納税者の目的又は意図 (purpose or intent) 	<p>【的を絞ったメカニズム (立法目的)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 議会の意図 ● 立法の明白な政策 ● 目的論的解釈
<p>【適用結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 租税便益の否認 ● 事実の再特性評価 (re-characterization) 	<p>【規定の抵触】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● GAAR v. SAARs ● 国内 GAAR v. 条約 GAAR ● 納税者の保護措置 (Safeguard)

(2) 主要な要素

租税回避を防止するルールを制定する場
合の考慮要素として、①税務スキーム又は
取引が存在すること、そして、②租税便益
が存在すること、更に③納税者の目的又は

意図の存在の 3 つ要素があり、おおむねど
この国でもこれら 3 つ要素を考慮して租税
回避防止ルールの要件等を検討して策定し
ている。

納税者の目的又は意図については、納税

者の目的又は意図をターゲットとなる租税回避の要件としている場合には、①主観的アプローチと②客観的アプローチの2つの要件があるとの説明があった。①主観的アプローチは、納税者の心理状態に着目して、納税者がどのような考えを持って租税回避を実行したのかを検討するアプローチで、②客観的アプローチは、理由、目的、効果及び結果等の客観的な要素を検討して、納税者の目的・意図を認定する手法である。ほとんどの国では、②客観的アプローチが採用されているとの説明があった。

(3) 的を絞るメカニズム（立法目的）

GAARの規定の策定に当たっては、その規定がどのような目的・意図により策定されるものであるのかを明確化して、その具体的な目的・意図に即した規定を策定する。その具体的な目的・意図は、①議会の意図、②立法の明白な政策、③目的論的解釈などが挙げられ、これらの目的・意図により適用範囲が決定されるように、的が絞られたメカニズムにより GAAR は策定される。

(4) 適用結果

GAARの適用結果としては、租税便益が否認又は事実の再構成がなされる。詳細については、後述「5 GAAR適用の帰結」を参照。

(5) 規定間の抵触

GAARとSAARsについては、租税回避に係る一般的否認規定が存在する一方で、個別的租税回避否認規定が存在する場合には、この両者の関係はどのように取り扱われるのかという問題がある。また、国内GAARと条約上のGAARについては、特にMLIにおける主要目的テスト(Principal Purpose Test、以下「PPT」という。)との関係について問題が存在する。また、GAARの導入に当たっては、納税者の保護措置を採っている国が多く存在する。詳細については、後述「4 納税者の保護措置」を参照。

イ 国内 GAAR と国内 SAARs の関係

国内 GAAR と国内 SAARs は、両立するとの見解が示された。そのような両者の両立は、以下の表のように、根本的に異なった性質から生じるとされる。

【表3 GAAR と SAAR の性質の違い】

GAAR	SAAR
<ul style="list-style-type: none"> ● 包括的な規定 (catch-all provision) ● 根底からの再構築 (fundamental construction) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 取引の正当性は認める ● 支出の否認又は所得の帰属による租税便益の否定 ● 境界の設定又は特別なテストの存在

例えば、過少資本税制は負債に係る利子の控除を制限するものであるが、過少資本税制を SAAR と考えた場合に、納税者はセーフ・ハーバーの境界内であれば、SAAR の作用（この場合過少資本税制の適用）を避けることができる。また CFC 税制は、租税回避地における投資に CFC 税制の縛

りを解くことはできないが、CFC 税制も SAAR と考えた場合には、これは CFC の株主の所得についての帰属の問題であって、一般的な否認をするものではないが、類似した機能を発揮するものであると例示された。

□ GAAR と SAAR 及び国際的 GAAR の間の相互関係の実務的意義

(イ) GAAR と SAAR

SAAR がカバーしている状況においても、GAAR が適用できるのかについて、フランスの判例^②での議論を紹介し説明された。まず、第 1 の論点は、「納税者が SAAR の適用を回避したとき、GAAR は適用されるか？」である。フランスの国務院の判例は、これを肯定しており、「もし、当該回避が人為的なものであれば、SAAR を回避すること自体が当該濫用的スキームの一部を構成している。」として GAAR の適用が認められるという見解がある。さらに、「SAAR における適用除外規定(非課税規定その他の適用除外規定)によって、SAAR の適用から救済された場合に GAAR の適用はあるのか？」という疑問が呈され、結論については示されなかったが、このようなケースも論点となることが示された。

第 2 の論点として、「SAAR が租税回避スキームを阻止するであろう場合でも GAAR の適用は可能か？」という問題である。これについても、結論は示されなかったが、GAAR を補助的なツールとしてみるのか、あるいは、たとえ、最初に GAAR の要件を充足し、GAAR を適用可能な場合でも、GAAR は税務当局が自由にツールボックスから選択できるものであるのか、といった内容が論点として挙げられた。

(□) 国内 GAAR と新規の国際的 GAARs (MLI 第 7 条、ATAD 第 6 条)

国内 GAAR と新規の国際的 GAARs は、それぞれの適用範囲に相違があり、国内 GAAR が全ての租税が対象であるのに対し、MLI 第 7 条(条約濫用防止)は租税条約の便益に係る否認、

ATAD 第 6 条(一般的濫用防止)が法人所得税というように限られた範囲で適用される。

また、MLI と ATAD の目的は類似しているが文言に微妙な相違があるため、解釈の問題が存在するとの指摘があった。例示として、MLI 第 7 条 1 項の「one of the principal purposes」と ATAD 第 6 条 1 項の「one of the main purposes」。また、MLI 第 7 条 1 項の「benefit...would be in accordance with the object and purpose of the relevant provisions of the Covered Tax Agreement.」と ATAD 第 6 条 2 項「they(genuine arrangements)...put into place for valid commercial reasons which reflect economic reality.」などが挙げられた。

ハ 小括

GAAR と SAAR の規定間の抵触の問題について以下のように小括された。

- ① 立法府は GAAR が優先するか否かについての明確なガイダンスを提供することが望ましいこと。
- ② 確実性のために、より客観的で特定された SAAR の規定は、その規定によって定義付けられ、そして問題に対応するために設計された特定の状況で適用されることが期待されること。
- ③ SAAR の適用を回避するために設計されたスキームは、GAAR の適用を受けけるリスクがあるようにすべきこと。
- ④ GAAR の目的及び政策は、通常の課税規定が議会の意図するところの課税を損なった場合に、その課税義務を取り戻すことのみとすべきことを認識すること。

(6) Targeted Anti-Avoidance Rules (TAAR) について

パネリストの Freedman 氏より、英国の Targeted Anti-Avoidance Rules (以下「TAAR」という。)^③について説明があった。

イ TAAR の特徴

- ① 特定の規定の濫用が存在する場合にそれを無効化するために、それらの特定の規定を適格化させる幅広い条項。
- ② 一つの規定に適用するのではなく、その特定の範囲全体に適用されるものとして、SAAR よりも適用範囲は広範であるといえる。
- ③ しばしば主要目的テストが使われる。
- ④ 「mini-GAAR」としてみなされる。

ロ TAAR の具体例

TAAR の具体例として、英国のキャピタルゲイン税法 (Taxation of Chargeable Gains Act 1992、以下「TCGA」という。) の損失制限の適用に関する取扱いの説明があった。

TCGA16 条 A 項は、キャピタルロスが生じたとき、①その損失が直接的又は間接的に何らかの取決め (arrangement) の結果として、あるいはそれに関連して利益が生じ、かつ、②その取決めが、税務上の利益を得るために、主要な目的 (main purpose) 又は主要な目的の一つである場合には、損失計上が制限される規定である。この規定は、キャピタルゲイン税制の範囲内の損失について適用されるもので、それ以外の分野においては適用されない。

(7) 各国等の GAAR の紹介

イ OECD 加盟国の GAAR

OECD 諸国には、一般的に、租税法規範に関する高い確実性 (certainty) が存在する。従って、租税法の遡及適用はほ

とんど OECD 諸国においては禁じられており、納税者の権利を尊重する司法的傾向がある。また、SAAR の抜け道 (loophole) を塞ぐために、GAAR の法定化を強化している。例えば、米国では、2010 年に実質主義の法理 (substance over form doctrine) が成文化され、英国 (2013 年) 及びイタリア (2015 年) は、制定法の GAAR を導入した。オーストラリアは、2015 年に BEPS の懸念事項を対処するために GAAR の規定を改定した。

ロ 日本での GAAR に関する議論

日本では GAAR は存在しないが、TAAR 及び SAAR は存在し機能している。また、1961 年に GAAR の導入が政府から提案されたが、納税者の反対のために廃案となった。しかし、アマゾンや IBM といったグローバル企業のクロスボーダー取引に関する租税裁判で税務当局が敗訴した後、現在 GAAR の導入について検討されている。

ハ 国連における GAAR の推進

国連は、発展途上国において GAAR の実施をサポートしているようである。2017 年国連のハンドブックにおいて、「これら (SAARs、判例法理及び強固な執行の努力) の方法は、しばしば濫用的租税回避に対し効果的に対処するには不十分である。」との記載がある^④。そして、発展途上国においては、GAAR に関連する避けがたい不確実性 (uncertainty) が国外投資家に対する投資への誘因を減少させるかもしれないが、法定 GAAR を導入することによって租税回避防止ルールが明確化され、現在の状況に比して法的安定性が高まる可能性があるとの見解が示された。

ニ その他の国における GAAR

上記のほかに、近年 GAAR が導入され

た中国（2008年）及びインド（2017年）並びにEU（ATAD、2016年）等の説明があった。中国のGAAR適用に係るキーとなるテストは、合理的な商業的目的の有無を確認する「目的テスト」と、2014年に中国税務当局（SAT）の指令によって加えられた「経済的実質テスト」である。また、諮問委員会（Advisory Panel）は設置されていない。インドのGAAR適用に係るキーとなるテストは、「主要目的テスト（容認されない租税回避行為、Impermissible Avoidance Arrangement、以下「容認されない租税回避行為」という。）」と「汚れた要素（Tainted elements）」の有無である。諮問委員会は、承認委員会（Approving Panel）として設置されている。インドの「容認されない租税回避行為」は、主要な目的が税務便益を得ることであり、次の4つ特殊事情のいずれかが見いだされる場合であるとされている。①独立した第三者間では通常設けられないような権利・義務が創設されていること、②直接的又は間接的に所得税法の条項の不正あるいは濫用の結果をもたらしていること、③商業的実体がないか、法律の規定で商業上の実体がないとみなされていること、④真正な目的上は、通常採用されない手段又は方法で取決めが契約され、あるいは実行されていること。

3 GAARに関する判例（Case Law）

(1) GAARの制定による特定の規定に係る解釈の改善

英国において、判例法の一貫性を改善するために、法定GAARの導入に導いたとされるアロンソン報告書の一節が紹介された。その一節は「積極的な（aggressive）租税回避スキームは、裁判官に対し、関連する法規定の拡大解釈（stretched

interpretation）することを促す。その程度は裁判官によって様々であり、そして、裁判官が特定の取引を考慮することを承認しない程度を反映する。これは、かなり不確実性を生み出す。」と指摘されており⁶⁾、それゆえ、法定GAARの導入は司法上の判断の方向性を提供し、その正当性を付与するとされる。

(2) GAARに関する判例法の役割等

立法、法の解釈及び法の改善において、司法の役割は極めて重要であることを前提として、GAARにおける司法の役割について、以下のような意見が述べられた。

- ① GAARは判例法が存在しない方が良く機能するかもしれない。
- ② GAARの適用に関する不確実性は、抑止効果を持っているかもしれない。
- ③ 判例ルールと法定GAARの適用においては、どちらも世論の影響が大きい。
- ④ 法定GAARにせよ、判例ルールにせよ、感覚的なテスト（smell test）の危険性が大きい可能性がある。
- ⑤ 以上のことから、抑止と確実性のバランスが重要となる。

4 納税者の保護措置（Safeguards）

(1) 納税者保護の典型的な例

GAARが導入されるときには納税者の保護措置が取られるとの説明があり、具体的な例として、以下の10項目が挙げられた。

- ①制定法によって保護される又は免除される取引のリスト（セーフ・ハーバー）、②金銭的閾値、③ガイダンス、ルーリング及び保証（個別的又は一般的、拘束的又は非拘束的）、④権限の集中化（Centralization）（当局の上位者が判断することによって権限の集中化を図り、判断の整合性、統一性及び専門性を保つため）、⑤独立した諮問

機関、委員会又は顧問の設置、⑥司法審査、⑦証明責任、⑧罰金の比例性及び犯罪化からの保護、⑨遡及立法からの保護措置（更正期間）⑩その他の保護（プライバシー、機密性及び秘密保持、情報アクセス権、超過課税（二重課税）を避けるための権利）

(2) 保護措置の意義

可能な保護措置に含まれるものとして以下の6項目が挙げられた。

- ①入手可能な公開又は個別通達、②発布

された指針、③便益がどのように無効化されるかに関するルール、④納税者が合理的な活動である場合の保護（例として、英国の二重合理性テスト（UK double reasonableness test）が挙げられる。）、⑤争訟が上位の当局職員によって了承されたものでなければならないという規定の存在、⑥GAAR委員会（Panel）。

(3) GAAR委員会に関するオーストラリアと英国の比較

【表4 GAAR委員会に関するオーストラリアと英国の比較表】

項目	オーストラリア	英国
委員の構成	事業者、専門家及び上級課税庁職員	任命された専門家（課税庁職員は含まれない。）
委員会の法的根拠	非制定法の機関	特定の権限を有する制定法上の機関
拘束性	諮問的、非拘束的	合理性のみの判断。非拘束的であるが、判断は考慮されなければならない。
手続	非司法的手続。課税庁からの利用も保証されている。	英国税務当局からは非司法的手続との主張はあるが、他の立法的手続に組み込まれている。

(4) GAARの適用に関する納税者の権利

GAARを適用する場面において、保護されるべき納税者の権利について、カナダの判例⁶⁾を引用して説明があった。この事例は、税務当局が営業損失の控除を否認した事例であり、当初、当局は仮装取引であることを理由として課税処分を行ったが、訴訟段階で処分理由を差し換え、GAARの適用の主張に改めた。これに対し、カナダの租税裁判所は、「GAARの適用においては、納税者がその処分の基礎となる方針・理由（policy）を了知しているべきであり、そのために税務当局は、調査官（assessor）が重要な事実として調査（assessment）の実施においてその方針・理由を開示してい

なければならない」と判示し、本事例の理由の差替えは違法であるとした。この判決の後には、GAARを適用する場合には、税務当局は、課税通知書（notice of assessment）において、規定の趣旨・目的の特定を含む、悪用又は濫用の特定を行わなければならないと認識されている。このようにGAARの適用においては、納税者に対して透明性を確保することが重要であるとの説明があった。

5 GAAR適用の帰結（Consequences）

GAARの適用の結果については、各国ともそれほど差異はない。GAARの適用により生じる事象については、以下のようにまとめ

られた。

- ① 租税便益の否認（全部又は一部）
- ② GAAR の効果 → 税法適用に限定。
租税回避のための取決めに係る（私）法
形式に変化は生じない
- ③ 再構成、再分類、再構築又は再査定
- ④ 納付不足額に係る利子、経済的制裁、
刑事罰
- ⑤ 補償的調整（Compensating
adjustment）
- ⑥ 結果が及ぶ範囲 → 納税者、関係当
事者、協力者（accommodating parties）

「議題2 BEPS、集団投資ビークル(CIVs)、
及びデジタル経済時代の源泉税」
[Subject2 : Withholding Tax in the era of
BEPS, CIVs and the Digital Economy]

〔議長及びパネル等〕

Chair: Paul Morton (United Kingdom)

Panel Members:

Gary Sprague (United States)

Valère Moutarlier (EU)

Bill Sample (United States)

Jinyan Li (Canada)

General Reporters:

Chang Hee Lee (Korea)

Ji-Hyun Yoon (Korea)

〔議題の概要〕

1 ゼネラルリポートの概要

セミナーの冒頭に、ゼネラルリポーターから本議題2に関する IFA ゼネラルリポートの概要について説明があった。ゼネラルリポートは 38 ある IFA 支部からの報告に基づいた分析であり、ここでは源泉税について国内制度と国際課税の二つの見地から分析しており、国内制度に関する源泉税の特色として、行政の利便性のために幅広く利用されてきた歴史があること、適用の範囲は各国の所得税制度により異なることなどが挙げられた。また、国際課税に関する源泉税の特色として、時として所得や資本の流れを阻害するツールと見なされつつも、恒久的施設（Permanent Establishment、以下「PE」という。）と並び、源泉地国の課税ベースを守る重要なツールとして発展してきたことが挙げられた。加えて、今日のデジタル経済に対する課税に際しては、従来のような物理的拠点としての PE よりも、源泉税を含む新たな税を用いるべきではないかとの議論もあった。

2 カナダにおける源泉税：一例として

カナダのパネリストからは、カナダにおける非居住者に対する源泉税制度について説明があった。ポイントとして強調されていたのは、カナダの源泉税が、最終納税義務者としての源泉税と、いわゆる仮払い税としての源泉税の2つの機能に分けられるという点である。同パネリストは、最終納税義務を有する源泉税は、すなわち純額ベースの課税の代替となるものであると述べた。

3 源泉税への原理的アプローチ

源泉税が純所得課税を代替し得るかについてパネリスト間で議論がなされ、その際検討すべきポイントとして次の3点が挙げられた。1 点目は総所得に占める純所得の割合、2 点目は対象となる支払いの源泉地の特定、3 点目は受益者ではなく支払者から徴収するという性質である。併せて、源泉税と同じく支払総額に課される税として、物品税、平衡税、事業総収入税などの性質や目的が紹介された。

4 OECD/EU/英国の状況

各組織、国におけるデジタル経済及び源泉税への対応状況について議論がなされた。

(1) OECD

OECD からは 2018 年 3 月にデジタル経済に関する中間報告書⁷⁾が公表されている。しかしながら議長を始めとする各パネリストの印象は、当該中間報告書における源泉税の議論は十分ではないというものであった。他方で米国のパネリスト (Sample 氏) は、総額ベースの課税はそれが一見低い税率であっても課税権の配分を根本的に変えるため、OECD 内でコンセンサスを得るのが難しいだろうと述べた。

ここでは、2017 年にアップデートされ、源泉税課税の新たな道筋として注目されて

いる、国連モデル租税条約 12A についても言及された。これは技術サービスを提供する非居住者への支払に対する源泉税課税を認める条項であり、OECD モデル租税条約にはないものである。

(2) EU

デジタル経済課税の問題に対処するため、欧州委員会は 2018 年 3 月に重要なデジタルプレゼンス (Significant Digital Presence、以下「SDP」という。) 指令に関する提案⁸⁾、及びデジタルサービス税 (Digital Services Tax、以下「DST」という。) 指令に関する提案⁹⁾を行った。このうち DST 指令案は EU におけるデジタル課税問題を暫定的に解決する手段と考えられており、本セミナーでは源泉税との関係から同指令案に焦点が当てられた。

DST の課税対象となるデジタルサービスは①広告、②仲介的活動、③ユーザーデータの販売であり、これらはユーザーが価値創造に強く関与していると考えられているものである。DST はこれらサービスに係る売上総額に対し、3%の税率を適用する。課税対象となるのは一定の基準を満たした大規模法人である。

パネリストらからは、DST イコール源泉税ではないという点が強調された。理由として、DST が支払額ではなく特定のデジタルサービスから生じる収入総額に対し課されるものであるということ、DST が例え赤字であっても課されることなどが挙げられた。また、総収入に課税するという手法が、たとえ 3%の税率であっても顧客への転嫁 (=価格の上昇) を招くであろうという懸念も示された。

(3) 英国

議長から、英国財務省が 2018 年 3 月に公表した、法人税とデジタル経済に関する

ポジションペーパーの更新版⁽¹⁰⁾について紹介があった。同ペーパーにおいては、デジタル取引における価値創造の重要性とともに、ユーザーの参加により創造された価値を反映した、課税の枠組みを構築する必要があることが述べられている。さらに、そのような枠組みの構築ができない場合には、収入ベース課税の導入など、何らかの暫定的措置について、EUやOECDなどの国際機関と協調しながら複数国ベースで検討していく必要があるとしている。

なお、同ペーパーにおいては、源泉税については触れられておらず、源泉税がデジタル経済問題の潜在的な解決策として広く見なされていないことが浮き彫りとなった。

5 源泉税課税の政策的論拠

米国パネリスト（Sprague氏）から源泉税を課税することについての政策的論拠について説明があった。源泉税は総収入課税であることから、純所得ベースの課税に比べ経済的歪曲をもたらし得ると一般的に考えられているが、ここでは、源泉税の歪曲性を改善し、純所得課税の代わりとする可能性について検討がなされた。経済的歪曲性が低いと考えられる源泉税の特徴が示されるとともに、歪曲性改善のための手段として、申告により事後的に精算できるようにすること、より純所得課税に近いものとなるようPEの閾値を変更することなどが挙げられた。

6 ケーススタディ

5つの架空事例が用意され、いずれも一般的に問題となるであろうと想定される点につき、パネリスト間で議論がなされた。各事例の論点は次のとおり。

事例1：回避されたPE

デジタルサービス取引の課税にお

ける、物理的PEの必要性。

事例2：インフラプロジェクト（役務提供）

物理的PEがない場合の、国境を超えた役務提供に対する課税の範囲。

事例3：国際的投資家

連鎖する投資に課せられた源泉税の回収可能性。

事例4：クラウドコンピューティング

クラウドサービスから生じる売上に対し、源泉税を課すことの是非。

事例5：源泉徴収義務者のミス

源泉徴収義務者のミスにより源泉税率を誤って適用した場合の、同者に対するペナルティの是非。

「セミナーA：租税回避対策のメカニズムの有効性」

[Seminar A : Effectiveness of anti-tax avoidance mechanisms (including Limitations of Benefits)]

[議長及びパネル]

Chair: Patricia Brown (United States)

Panel members:

Michael J. Miller (United States)

Casey Plunket (New Zealand)

Jay Shim (Korea (Rep.))

Axel Verstraeten (Argentina)

Dennis Weber (Netherlands)

[セミナーの概要]

このセミナーの目的は様々な租税回避対策の実務的効果を分析するものであり、以下の3つのパートに分けられて議論された。①租税回避対策メカニズムの効果に係る評価方法、②具体的なGAARs及びSAARsの基準の適用、③租税回避対策メカニズムの適用が投資に悪影響を及ぼさないことを確保するためのバランス。

1 租税回避対策メカニズムの効果に係る評価方法

ここでは、租税回避対策メカニズムの効果を測定する可能な基準について概略が説明された。まず、その基準に関する目的は、国内法システム及びクロスボーダーあるいは租税条約の意図する税法の機能を確保するため、また、情報の非対称性への取組など、様々な目的が存在するとの説明があった。そして、垂直的公平、経済的効果及び行政の透明性など、一般的な租税政策基準の説明があり、これらの基準は租税回避対策の評価においても活用できるとの見解が示された。

2 具体的なGAARs及びSAARsの基準の適用

このパートでは、持株会社に焦点を当てることによって、取引の異なったタイプに対する最も効果的な租税回避対策の様々なタイプについて実例を用いて検討された。特に租税回避対策で主に取り扱われる、実質的受益者 (beneficial owner)、実体要件 (substance requirements)、条約特典制限条項 (Limitation On Benefit、以下「LOB」という。) 等の条約上の問題点に係る以下の事例について説明があった。

(1) Prevost ケース (実質的受益者)

イ 事例の概要

オランダの持株会社 (スウェーデン法人 51%、英国法人 49%出資) は、100% 支配するカナダの子会社を所有している。カナダ法人からの配当所得の支払は、オランダ法人の親会社であるスウェーデン法人と英国法人に支払われている。カナダにおける国外株主への配当に係る源泉税率は、国内法では 25% であるが、カナダとオランダ租税条約 10 条により 5% に軽減される。

カナダ税務当局は、当該配当においてオランダ法人は「導管」であり、実質的受益者 (beneficial owner) ではないとして、オランダ法人の株主であるスウェーデン法人及び英国法人に対する配当の支払に適用する源泉税率をそれぞれの国とカナダの租税条約の規定に基づき、スウェーデン法人 15%、英国法人 10% であると主張した。

ロ 裁判所の判断

これに対しカナダ租税裁判所は、配当の実質的受益者 (beneficial owner) とは、配当を自ら保有、使用するために配当を受領し、配当を受領することに関してリスクと管理を引き受ける者のことであると定義付け、オランダ法人は自らの勘定でカナダ法人の株式を所有している

ことから、当該株式に係る配当はオランダ法人の財産であるとした。この観点から、配当はオランダ法人の財産であるから、それを債権者（スウェーデン法人及び英国法人）の支払に利用でき、この支払は、スウェーデン法人及び英国法人に対する予定されていた、あるいは自動的に流れてはならないとして、オランダ法人は実質的受益者（beneficial owner）であると認定し、カナダ・オランダ租税条約上の5%の軽減税率が適用されると結論付けた。

(2) Carrefour ケース

イ 事例の概要

フランス法人は1982年に海外投資のためにオランダに中間持株会社（100%出資）を設立した。当該オランダ法人は2005年までに、25か国で52の子会社を保有しているが、韓国子会社については1994年に設立し、2006年に韓国購入者へ株式（79.44%）を売却するまで保有し続けた。フランス法人は当該韓国子会社の株式を20.56%保有し、オランダ法人と同じタイミングで当該株式を売却した。

フランス法人は、韓国・フランス租税条約の適用上のキャピタルゲインの除外規定が適用されず、フランス法人のキャピタルゲインには、韓国国内法の源泉徴収税率で課税された。一方、オランダ法人は、韓国・オランダ租税条約14条(4)に基づき、株式の譲渡によるキャピタルゲインが譲渡者の居住地でのみ課税され、韓国・オランダ租税条約では源泉徴収義務はないため、オランダ法人によって実現されたキャピタルゲインに源泉徴収税は課されなかった。

これに対し、韓国税務当局は、オランダ法人は単なる導管会社であり、フランス法人がキャピタルゲインの実質的受益

者であるとの主張により源泉徴収税を課した。

ロ 裁判所の判断

韓国の最高裁判所は、韓国税務当局の主張は違法であるとして、韓国税務当局の主張を退けた。裁判所の判断のポイントは、国内法上の「実質優先の原則」が条約適用の文脈においても適用できるかである。裁判所は、「実質優先の原則」が適用できるのは、財産の名義上の所有者が財産を支配又は管理する能力がない場合であり、名義上の所有者が支配する権利を通じて、そのような財産に対して実質的に支配又は管理する別の者がいる場合である。そして、そのような、名義上の所有者と実質的所有者の差異が租税回避の目的から生じる場合には、その財産からの所得が納税者としてそのような財産を実質的に支配又は管理する者に帰属することとなる。名義上の所有者と実質的所有者の相違がない場合には、その所得は、名義上の所有者に帰属することとなる旨を判示した。

裁判所は上記の考え方の当該事例への当てはめにおいて、フランス法人、オランダ法人及び韓国子会社の設立から株式の売却までの過程を考慮し、オランダ法人の設立の目的及び背景、また、それらの事業活動、従業員及び事業所の存在、当該株式の売却に関連する意思決定プロセス及び売却手続の流れを勘案し、当該オランダ法人は親会社であるフランス法人から構造的に独立した持株会社であると思料され、ゆえに、オランダ法人は当該キャピタルゲインの実質的所有者とみなすことができるとし、韓国税務当局の主張を否定した。

(3) EU の GAAR

EU の GAAR は、2016 年に EU 加盟国

によって政治的合意がなされた ATAD 第 6 条に規定されている。EU 加盟国は、2019 年 1 月までに国内法及び条約において GAAR 規定を導入することとなっている。

まず、ATAD6 条(1)の規定から、①真正でない（人為的）取決め（一連の取決め）であり、②主目的又は主目的の一つが設定され（主観テスト）、③税務上の恩典を得るためであり、④当該設定された取決めに対し適用される税法の本来の目的には沿っていない（規範テスト）、以上の 4 つの連結的なテストが導き出される。また、ATAD6 条(2)には、免責条項（Escape clause）が規定されており、同条(1)の規定の適用上、経済的現実を反映した有効な事業上の理由に設定されたものでない場合には、真正でないものとみなされるとの説明があった。

欧州司法裁判所の租税回避の判断は、上記のような要素を全体的に査定し、案件ごと（case by case basis）に検討する。その際には、グループの組織的、経済的及びその他の実質的な特徴を考慮し、グループの構造及び戦略に対しても検討を加える。裁判所は、「実質」よりも「有効な事業上の理由」を重視し、実体要件には楽観的であるが、一般的な租税回避規定には厳格なアプローチを採ると説明があった。そして、税務上の恩典が租税回避を構成するのではなく、最も重要な基準は、構造が人為的かということであるとの発言があった。

(4) その他の租税回避対策

まず、アメリカにおける LOB について説明があり、アメリカの LOB は客観的テストであるが、たとえ理論的にこの客観的テストで否定されたとしても、納税者は税務当局と合意すれば租税条約の特典を享受する可能性があり、かなり複雑でテクニカルなものである。また、上記 EU の事例をアメリカの LOB で検討すると違う結果が

生じるかもしれないとの説明があった。

次にアメリカの導管対策規則について説明があり、導管的融資アレンジメントは、一般に、以下のような取引の結合であるとされる。

- ①ある者（融資する者）が現金、財産又は財産を使用する権利の付与を融通
- ②別の者（融資を受ける者）がそのような現金、財産又は権利を受領
- ③その融資の融通及び受領は、その他の者（仲介者）を通じて達成
- ④すべての者が、非常に限られた環境の中で、借入金、リース、ライセンス及び持ち分などをリンクさせて行う融資取引

そして、仲介者がその租税回避スキームの一部として参加することによって源泉所得税を減少させ、その他の一定の条件を満たすと、仲介者は導管となるとの説明があった。

その他、メキシコ、アメリカの過大利子税制及びアルゼンチンの負債と資本の性格付け、アメリカのハイブリッド対策規則の説明があった。

3 租税回避対策メカニズムの適用が投資に悪影響を及ぼさないことを確保するためのバランス

租税回避対策と投資促進のバランスに関して討議が行われた。まず、法律家の役割について、法律家の意見は、通常、法人の役員などに確実性を与えることに利用されるが、これは“悪い”取引が進行しないことを確保するという意味で、税務当局にも一助となる。また、最近の金融機関は、税務当局から拘束力を有する裁定を得るために、ある種の確証を得ようとする傾向があるとの発言があった。

次に、租税回避対策と税務上の開示制度との関係について議論された。租税回避対策メカニズムの効果は、全体的な税務ルールに関

して高いレベルのコンプライアンスに依存する。もし、租税回避対策ルールがかなり複雑でコストが掛かり、ノン・コンプライアンスが軽視される場合には、租税回避対策ルールは、たとえ優秀なルールであっても実効性を欠くことになる。その意味で税務上の義務的開示制度は、租税回避対策を促進するために必要不可欠なメカニズムの一つになるかもしれないとの発言があった。

結論として、租税回避対策ルールは、経済や政策が反映されたものであることが理想的であり、そのような政策等が反映されていないルールは失敗するであろう。政府は、情報非対称のために拘束されながらも、租税回避対策ルールはいくらか拘束され、そしていくらかのタックスプラングは許されることを受け入れるべきであると述べられた。

「セミナーB：租税紛争解決の選択肢」

〔Seminar B : Alternatives to Resolving Tax Disputes〕

〔議長及びパネル〕

Chair: Michael Quigley (United States /Korea)

Panel Members:

Mukesh Butani (India)

Eui Young Lee (Korea)

Sjoerd Douma (Netherlands)

Peter Nias (United Kingdom)

〔セミナーの概要〕

1 最近の紛争解決事情

インドのパネリストから最近の紛争解決における諸問題について指摘があり、まず BEPS 後に租税紛争が増加している要因として、新たなビジネスモデルや課税ルールの増加が挙げられた。さらに、各国が租税回避防止ルールを強化しており、かつそのルールの適用の厳格性が国により異なっていることも、紛争の大きな要因となっているとの指摘があった。

また、既存の紛争解決メカニズムである相互協議 (Mutual Agreement Procedure、以下「MAP」という。) や行政不服審判所が、十分に紛争を処理し切れていない点も問題視されており、現状として、パネリスト各国における紛争の処理期間が延びていることや、未処理件数が増加していることが紹介された。

さらに、最近の仲裁事情として OECD モデル租税条約 25 条に導入されているいわゆる義務的仲裁が取り上げられ、技術的問題、国家主権的問題等の見地から懸念が示された。

2 韓国における裁判外紛争解決

韓国のパネリストから、韓国における裁判外紛争解決の現状として、紛争の未然防止策としての事前確認制度 (Advance Pricing

Agreement : APA) や、裁判所内調停 (In-Court Mediation) が活用されていることなどが紹介された。しかしながら、韓国には行政処分の公平性を強く重んじる儒教思想が根強く、仲裁や調停といった審判や裁判を経ない代替的紛争解決手段については、未だ社会に浸透していないとの説明があった。

3 相互協議の有効性を支えるメカニズム

オランダのパネリストから、MAP の有効性をさせるメカニズムの一つとして、BEPS 行動 14 に基づき 2016 年 12 月から実施されているピアレビューについて言及があった。MAP の処理期間や対象とする事案等について多少の改善勧告はあるものの、パネリストの出身各国はいずれも肯定的なレビュー結果を得ていた。ピアレビューの成果に対するパネルの印象はおおむね好意的であり、各国の MAP 手続きの透明性が高まれば、企業も自らの事案の置かれている状況を把握できるようになる、との期待が示された。

次に、オランダ国内で用いられている事前タックスルーリング (Advance Tax Ruling、以下「ATR」という。) ⁽¹¹⁾ について紹介があった。オランダにおいては、ATR が不確実性や紛争を回避するための確かな手段と考えられており、確認結果は税務当局及び納税者の双方を拘束する。ただし、ATR が効率的に運用されるためには、真の不確実性があるときのみ利用されるべきであること、及び両当事者間に完全な信頼と透明性があることが必要であるとされた。

その他、技術的な紛争を解決する際などに役に立つ手法として、専門家による決定 (Expert Determination) ⁽¹²⁾ が挙げられた。

4 租税紛争解決メカニズム各論

英国のパネリストは、紛争解決を総合的 (holistic) アプローチでマネジメントしていくことの重要性を説き、MAP を補完する紛

争解決メカニズムを総称するものとして、OECD により提唱されてきた、補完的紛争解決の考え方について説明した。

次に、英国歳入関税庁において紛争解決の第一手段として推奨されている、協働的紛争解決 (Collaborative Dispute Resolution、以下「CDR」という。) ⁽¹³⁾ についての説明があった。CDR は非拘束的プロセスであり、納税者と当局、あるいは納税代理人が紛争の全過程にわたり主体的に関与するのが特徴である。同パネリストは、CDR の活用は費用や時間、人材の節約になるだけでなく、訴訟や仲裁に進む件数を減らすことにもつながり、移転価格などの問題が発覚してから MAP が開始されるまでの空白期間である、いわゆる“MAP GAP”においてもより効率的に話し合いを進めることができると説いた。

「セミナーC：課税管轄権の限界 – 非伝統的な“事業拠点”」

[Seminar C: Limits of Tax Jurisdiction – Non-traditional “Business Presence” The Virtual PE : A Debate]

〔議長及びパネル〕

Chair: Richard Vann (Australia)

Panel Members:

Sophie Chatel (OECD)

Liz Chien (United States)

D.P. Sengupta (India)

Conrad Turley (Ireland/PRC)

〔セミナーの概要〕

本セミナーでは、今日のデジタル経済の諸問題の一つであるバーチャル PE に焦点を当て、「長期的なデジタル化に対処するため、なんらかの純所得課税の形態を用いて国際課税のルールを修正する必要があるか」というテーマに沿い、パネリスト間で討論形式の議論が展開された。

討論の論題は①政策 (Policy)、②閾値 (Threshold)、③利益配分 (Profit allocation) の3つから構成され、主にアイルランドのパネリストが肯定側、米国のパネリストが否定側の立場に立ち、その他のパネリストは全般的なコメンテーターとして意見を述べた。

1 論題1：政策 (Policy)

「企業がある国に物理的拠点を持たない場合、当該企業がデジタル手段によってその国の顧客との取引に影響を与え、また、関連するプラットフォームにおいて相当なデジタル市場シェアを有するならば、同国で課税されるべきである。」

肯定側は論題を支持し、物理的拠点を持たない事業への課税に対する、補完的な nexus (非居住企業の課税管轄権) ルールの必要性

を主張した。

それに対し否定側は、nexus ルールは市場管轄国での課税拡大につながらないため、既存の政策で対応すべきであると主張した。

OECD のパネリストは、OECD がデジタル経済課税について 2020 年の最終報告を目指し、100 以上の国を巻き込み作業を行っていることを紹介するとともに、同課題については、ユニラテラルではなく、複数国間で単一の解決策を模索すべきであると主張した。

インドのパネリストからは、インドにとって課税収入の問題は現実的な問題であるとして、同国の税収の対 GDP 比及び国民一人当たり GDP が OECD 加盟国に比べとても低く、また、税収に占める法人税の割合が高いという現状が紹介された。また、インドにおいてはデジタル取引課税について長く議論されてきており、平衡税 (2016 年) のほか、重要な経済上の拠点 (Significant Economic Presence、以下「SEP」という。) 概念 (2018 年) を所得税法の下に導入していることの説明があった。

ライブ投票では聴衆の 66% が論題 1 に賛成した。

2 論題2：閾値 (Threshold)

「物理的拠点のない事案に対する課税の閾値は、収益閾値、クリック数閾値、及び関連するプラットフォームにおけるデジタル市場シェア閾値の組み合わせに基づくべきである。」

肯定側は論題を支持し、より複雑かつ洗練された定性的・定量的な要素が、nexus ルールの適用範囲の精度を高め、nexus と利益帰属をうまく連携させることにつながると主張した。しかし、nexus の閾値に複雑な要素を組み込むことは困難である上、企業のコンプライアンス負担が増え、当局の人材不足を招くという懸念も示した。

それに対し否定側は、各要素には欠点があ

り、例えそれらの要素を用いたとしても、市場国が nexus ルールを手段としてノンルーティンの利益に課税することはできない可能性があるとした。

OECD のパネリストは、利益配分の議論は閾値とともに検討されるべきであると主張した。また、非居住者の事業所得に課税することの障害は、PE という形での物理的拠点を要求する OECD モデル租税条約 7 条（事業所得条項）にあると述べるとともに、同条約 5 条にある PE の定義については変更しない方がよい、変更すれば認識を超えてその意味を歪め、他の規定に影響を与えるであろうと警告した。

インドのパネリストは、平衡税及び SEP について説明し、インド国内法には PE の定義はなく、所得税法の下での課税の nexus は、いわゆる“事業的つながり”であると述べた。2018 年にインドの Finance Act⁽¹⁴⁾に導入された説明 2 A においては“SEP が事業的つながりを形成する”と述べられている。

ライブ投票では聴衆の 54%が論題 2 に賛成した。

3 論題 3 : 利益配分 (Profit allocation)

「売上、ユーザー数、又は/及びプラットフォームの性質に基づく、ある国の顧客へのデジタル売上から得られる利益の一部は、純所得課税の対象として顧客所在地国に配分されるべきである。」

肯定側は論題を支持し、nexus はその国の利益配分を左右する可能性があること、及び利益配分の結果は行政的な紛争解決メカニズム（相互協議、仲裁等）をより必要とするであろうことを主張した。

それに対し否定側は、もし市場管轄地がノンルーティン価値に貢献している場合、よりよいアプローチは移転価格原則の下でノンルーティン利益を配分することであると主張した。

OECD のパネリストは、高度にデジタル化された特定のビジネスモデル（Highly Digitalized Business）に見られる 3 つの特性（①現地での物理的存在を伴わない事業規模の拡大、②知的財産を含む無形資産への高度な依存、③データ、ユーザー参加と知的財産との相乗効果）を挙げ、複雑な現実を説明した。また、利益配分についてのルールを見直す場合、それをデジタル企業に限定すべきかどうか議論の余地があるとした。さらに、英国のポジションペーパー⁽¹⁵⁾を引用し、グループ内の主要企業が実現した残余利益のうち何%かは、ユーザーが創出した価値に配分する必要があるという同ポジションの見解を支持した。

インドのパネリストは、帰属利益に対する SEP アプローチは明確化されておらず、利益配分の方法として、インドは引き続き国連及び OECD モデル租税条約 7 条 4 項において推奨されている方法を採用していくだろうと述べた。

ライブ投票では聴衆の 63%が論題 2 に賛成した。

「セミナーD：企業の利益分配に係る課税の最近の動向」

[Seminar D : Recent trend in the taxation of corporate distributions]

〔議長及びパネル〕

Chair: Guglielmo Maisto (Italy)

Panel Members:

Vincent Agulhon (France)

Pascal Hinny (Switzerland)

Sang-Bum Oh (Korea (Rep.))

Dirk Suringa (United States)

〔セミナーの概要〕

このセミナーは、特に国境を越える配当に焦点を当て、国内法、租税条約及びEU法の下で企業の利益分配から生じる実務的な問題について議論された。

1 企業の利益分配に係る政策的問題

最初に、配当に係る源泉徴収税は、国の主な歳入源となっていない国（アメリカ、韓国など）も多いが、源泉徴収税は、税制の一定の水準を維持するため、また、税務コンプライアンスの確保のために存在し続けるであろう。スイスでは、スイスの居住納税者にとって、適正なコンプライアンスと報告の保証をするための安定した制度であることから、源泉徴収税は主な歳入源となっており、源泉徴収税の税率を下げる提案がなされているけれども、配当の源泉徴収が近い将来において廃止されるとの見通しはないとの説明があった。

また、政策的観点からの非居住法人への配当に対する源泉徴収税に係る合理性について議論がなされ、一般に、源泉徴収税は、国の経済を促進することの助けになる国外投資を妨げるものと理解されているが、実際には必ずしもそうとはならず、スイスのような国にとって、源泉徴収税は重要な歳入源であり、源泉徴収税を廃止することは不可能であると

の説明があった。

2 自己株式取得、株の買戻し及び資本剰余金等からの配当

株式の買戻しに関する単純な事例が示され、株式の買戻しは、出資又は償還の性質を保ったままであるのかという疑問が提示され、支払の性質(配当か、キャピタルゲインか)に従った税務上の取扱いについて議論が行われた。特に、2014年に改訂されたOECDモデル租税条約10条及び13条にフォーカスされた。基本的なルールは資本構成を見て、その分配が利子かどうか決定することであり、一般的には、非利子分配は実質的に配当とされるとのコメントがあった。そして、OECDモデル租税条約10条コメンタリーの改定は、自己株式の買戻しに係るみなし配当の取扱いを明確にするものであり、その改訂に対応する変化は、自己株式の買戻しを含むみなし配当の取扱いにつながる株式譲渡のカテゴリを拡大させる同モデル条約13条コメンタリーの変更を伴い、両改定は、源泉地国の租税法を強制する傾向があるとの発言があった。

2014年のOECDコメンタリーの改定に係る重要な影響についての議論が行われた。アメリカでは、IRS及び裁判所は「法律未確定解釈の原則（principle of ambulatory interpretation）」に従う傾向があり、フランスでは、コメンタリーの改定は、改定が採用された後の条約解釈の目的のみを考慮していること、また、韓国及びスイスでは、この2つの改定が現在の実務に反映されているとのコメントがあった。

更に、自己株式の買戻しに係る制度に影響を与える様々な事柄が議論された。株式の買戻しは、通常、株式の消却又は株式を資本として保有するかのどちらかであり、企業が自己株式を購入するときに行われる。また、それは、投資家に出資の払戻しの意味として配当支払の形式を選択できる。それゆえ、税務

の観点から、株主へのそのような支払が配当かキャピタルゲインかの区別がされなければならず、その効果は、裁判所がどのようにそのルールに反応するか、そしてそのような支払の性質によると結論付けた。株式の買戻しの事例において、条約が濫用対抗措置の適用を認める PPT を規定している時には、その状況が変わるとの追加的な説明があった。

する。例えば、S 国は合併又は移転そのものに税を課することを主張するかもしれない。そのような移転は、二重居住者の問題を生じさせるかもしれないとの説明があった。

3 合併及び法人の移転に関する問題点

標準的な配当の移転取引に関連するケーススタディの分析を行った。事例の内容は、S co は実現した所得を保持し、その税務上の居住地を R 国へ移転又は R 国に居住する R co と合併する。R 国では国外株主に対する配当には課税せず、その一方で、S 国においては国外株主に支払われる配当に課税する。

この事例について、次のような発言があった。① EU 内での国境を越える合併は、みなし配当又は配当に係る源泉徴収税は課税されないが、もし恒久的施設が S 国に維持されるのであれば、将来の利益は支店税として課税されるであろう。②米国法人にとって、そのルールは相違し、法人は米国税法適用上、一旦、米国法人として取り扱われれば、税法上のステータスは変更されない。③韓国税法の下では、韓国と他の国との間の合併は、許されていない。更に、管理が韓国国外へ変更するようときでさえ、韓国商法の下で設立された法人は、まだ国内法人としてみなされる。④スイスの観点から、国境を越える合併又は移転について考えてみると、S co は、のれんを含む貸借対照表上には表れない準備金として法人税法の射程になるかもしれない。そして、源泉徴収税は課され、その法人がスイスの源泉徴収の適用上、スイス法人として取り扱われ続けることがなければ、清算として取り扱われるであろう。

このように、この問題については国によって相違し、また、その他の複雑な問題も潜在

「セミナーE：IFA/OECD 共同セミナーOECD
の最新情報、米国税制改正の影響及びデジ
タル化に関する税務上の問題点」

[Seminar E : IFA/OECD (OECD Update,
US Tax Reform and Digitalisation)]

〔議長及びパネル〕

Chair: Stef Van Weeghel – (Netherlands)

Panel Members:

Pascal Saint-Amans – (OECD)

David Bradbury – (OECD)

Pam Olson – (United States)

Akhilesh Ranjan – (India)

Daniel Gutmann – (France)

〔セミナーの概要〕

1 OECD の最新情報

(1) BEPS の実施状況

BEPS の実施状況については、ミニマム
スタンダードを中心に、①BEPS 行動 5「有
害税制への対応」、②BEPS 行動 6「条約濫
用防止」、③BEPS 行動 13「国別報告書」
の 3 点の実施状況及び進捗状況について説
明があり、全体的に順調に推移しているとの
評価であった。特に③の国別報告書につ
いては、予想以上に世界中で実施されてい
ることを強調した。

(2) 税の確実性 (Tax Certainty)

税の確実性については、BEPS 行動 13
「紛争解決の効果的実施」を中心に紛争防
止、紛争解決に係る税の確実性の全体像に
ついて説明があった。特に国際コンプライ
アンス保証プログラム (International
Compliance Assurance Program (ICAP))
については、移転価格の多国間のリスク査
定及び PE の問題を含む多国籍企業と税務
当局の間の解放的で友好的な多国間調整の
ための自主的なプログラムとして試行的に
実施されており、この試行プログラムは、

2019 年中頃まで、より広い展開の可能性を
探求して取り組んでいるとの説明があった。

(3) BEPS 防止措置実施条約 (Multilateral
Convention to implement Tax Treaty Related
Measures to Prevent Base Erosion And Profit
Shifting (MLI)) の最近の状況

MLI については、その進展状況や条約の
効力発生状況が順調に推移しているとの説
明があり、MLI の仲裁を選択する国が今後
も増加することが期待されているとの発言
があった。

(4) その他

上記のほか、情報交換については、特に
共通報告基準 (Common Report Standard
(CRS)) の回避取引に関する義務的情報開
示ルール (2018 年 3 月 9 日リリース) の
取組に係る概要の説明があり、各国の主要
な税制改正と動向の把握を目的とした報告
書 (Tax Policy Reforms series) の紹介が
あった。

2 米国税制改革の影響

(1) 税制改革の概要

減税雇用法 (Tax Cuts and Jobs Act
(TCJA)) の概要については、①法人税率の
引下げ (31%→21%)、②強制みなし配当
課税、③全世界所得課税から、OECD が推
奨する税源浸食防止のベスト・プラクティ
スを取り入れたテリトリアル課税に移行し
たことの説明があった。特に③のテリトリ
アル課税への移行については、イ) 資本参
加免税、ロ) 2 つのミニマム・タックス
(BEAT 及び GILTI)、ハ) 外国源泉無形
資産所得 (FDII) 控除、ニ) 利子控除制限、
ホ) ハイブリッド取引における非適格関連
会社間の損金算入制度など、多くの改正又
は新制度の導入が行われたことについて説
明があった。

(2) 米国税制改革の技術的側面

イ 資本参加免税

資本参加免税の導入は、全世界所得課税からテリトリアル課税への歴史的転換であり、その特徴は、①外国子会社における株式を10%以上保有する米国法人株主に適用、②外国子会社受取配当は100%益金不算入、③株式の売却から生じるキャピタルゲインについては非適用、④米国法人の外国支店によって稼得された所得の非適用、⑤受動的所得(Subpart F)の非適用、⑥ハイブリッドの性質を有する外国子会社からの配当非適用、⑦厳格な税源浸食防止の方策と同時に導入、などが挙げられる。

ロ 2つのミニマム・タックス

(イ) 税源浸食濫用防止規定 (Base Erosion and Anti-Abusive Tax (BEAT))

税源浸食濫用防止規定(以下「BEAT」という。)は、外国関連法人等に控除可能な支払によって、法人の米国租税債務を減少させることを制限する意図の下に創設されたミニマム税である。BEATは、収入が5億米ドル超で、税源浸食割合⁽¹⁶⁾が3%(銀行については2%)の米国内及び米国外に本店を配置する法人が適用対象で、これらの法人を同等に扱うことによって、公平な事業が行えるようにすることを目的として導入された。

BEATの計算方法の概略は、通常の課税所得に外国関連法人に支払う税源浸食支払(恩典額)⁽¹⁷⁾を加えて、修正後課税所得金額を算出し、それにBEAT適用税率10%をかけた暫定修正後法人税を算出する。その暫定修正後法人税と通常の法人税額を比べて、通常の法人税額を超える部分が税源浸食ミニマム税となる。

(ロ) グローバル軽課税無形資産所得 (Global Intangible Low-Taxed Income (GILTI))

グローバル軽課税無形資産所得(以下「GILTI」という。)は、米国親会社グループの外国子会社の無形資産所得に適用されるミニマム税であり、少なくとも海外での実効税率13.125%⁽¹⁸⁾までは課税されないような設計になっている。特徴的なことは、無形資産所得の算定に当たって、直接無形資産所得を算出するのではなく、有形固定資産の10%を超える所得を無形資産所得とみなしている点である。

GILTIの計算方法の概要は、米国法人等の外国子会社であるCFCの10%以上の株式を保有する米国株主に対してGILTIが課税されるので、そのような「米国株主のネットのTested income⁽¹⁹⁾」から「みなし動産リターン⁽²⁰⁾」を差し引いたものが、GILTIとなる。そして、GILTIに係る外国税額に係るグロスアップを行って合算対象GILTIを算出し、更にそこから50%控除⁽²¹⁾を差し引き、法人税率21%をかけたものが仮のGILTIに対する税額となる。最後に、仮のGILTIに対する税額からGILTIに係る外国税額を控除してGILTIに対する税額を算出する。

ハ 外国源泉無形資産所得 (Foreign Derived Intangible Income (FDII)) の控除

外国源泉無形資産所得(以下「FDII」という。)は、有形固定資産の10%を超過する所得として定義付けられ、GILTI課税の軽減を意図した無形資産所得の補正であるとされている。

FDIIの計算方法のポイントは、一定の全世界所得である「控除適正所得 (Deduction Eligible Income (DEI))」から、有形固定資産、正確には「適格事

業資産投資 (Qualified Business Asset Investment(QBAI))」の10%を差し引いたものを「みなし無形資産所得」として算出する。そして、「みなし無形資産所得」に、資産の国外販売やサービスの国外提供に係る「国外源泉 DEI」の「控除適正所得 (DEI)」に占める割合 (輸出由来所得の全世界所得の割合) をかけて、FDII を算出する⁽²²⁾。

さきほどの GILTI は、米国企業が海外の低課税国に無形資産を保有させて多額の収益を海外に溜め込むことを規制するものである一方、FDII は米国法人が海外の無形資産を保有するなどして、海外から超過収益を得ている場合には、その分は控除することとした優遇措置であるといえる。

二 利子控除制限

改正後の過大利子税制は、調整後課税所得の30%に制限されることとなった⁽²³⁾。2022年1月1日より前に開始する課税事業年度の調整後所得金額は、おおよそ、EBITDA⁽²⁴⁾と同等であり、2022年1月1日以後に開始する課税事業年度の調整所得金額は、EBIT⁽²⁵⁾と同様である。利子控除制限は、関連者及び第三者からの負債が対象となり、控除されなかった利子は、無制限に繰り越すことができる⁽²⁶⁾。

ホ ハイブリッド取引における非適格関連会社間の損金算入制度

ハイブリット取引又はハイブリット事業体による (又は、への) 関連者等に対する支払 (又は未払い) 利子、ロイヤリ

ティ等の支払は、この支払に対応する受取所得が、課税されていない場合、又は支払が損金に算入されている場合には、当該支払の控除は認められない。また、米国内国歳入法 951(a)の規定による米国株主のグロスの所得 (サブパート F 所得) に含まれる支払は当該制度の適用を受けない。

(3) 米国税制改革の安定性の考察

今回の税制改革の安定性について、①政治的安定性、②経済的安定性、③米国予算の見通し、④グローバルの安定性の4つの観点から考察し、①政治的安定性については、議会での法案投票状況から、税制改革は党派運動 (partisan exercise)であったことを示していること、また、経済的安定性では主要な改正規定が恒久法か時限法かを比較し、時限法の割合が多いことを指摘するなど、全体的に安定性に欠く要素が多いとの指摘がなされた。

(4) 世界的な背景における税制改革

以下の表のような、単独主義的 (Unilateral) な税制が各国で導入されている状況について、説明があり、デジタル経済の進展などにより国際的なルールが混沌としている中で、各国はこのような単独主義的な税制改革を実施している。

【表5 全世界的な単独主義による税制改正】

国等名	制度	税率	効力発生
インド	平衡税	広告収入の6%	2016年
ロシア・イスラエル・サウジアラビア	デジタルサービスVAT課税	様々な税率	2016・2017・2018年
イタリア	WEB課税	3%(B2Bのデジタルサービス)	2019年
スロバキア	平衡税(法案)	(調査中)	2019年?
英国	迂回利益税	利益の25%	2015及び2018年
豪州	迂回利益税	40%	2017年
イタリア	PE立証責任税(PE burden of proof)	28%	2019年
台湾	みなしローカル源泉課税	20%未満	2017年(遡及効)

(5) 米国税制改革の影響の議論

今回の米国税制改革の影響に関する議論のポイントは、イ) 租税条約における無差別条項を侵害するか、ロ) WTO 違反ではないか、ニ) 独立企業原則 (以下「ALP」という。)はどうか?などが挙げられた。

イ 租税条約における無差別条項を侵害するかについての議論

(イ) BEAT と米国モデル租税条約 24 条 4 項の支払無差別との関係

BEAT は控除 (支払自体) を否認する制度ではないとして、基本的には支払無差別に抵触しないという見解がある。しかし、経済的な分析を行うと、実質的には、支払を否認していることと同様な効果が生じている可能性があり、仮に BEAT が控除を否認する制度であるとした場合には、独立企業原則の検討によって、支払無差別に抵触しているかどうか検討する余地がまだ残されている。それでも、BEAT が独立企業分析を採用していないので、これ

により支払無差別に抵触しないかの判断を行うことに合理性はあるのか、等の問題点が指摘された。

(ロ) BEAT と米国モデル租税条約 24 条 5 項の資本無差別との関係

BEAT と米国モデル租税条約 24 条 5 項の資本無差別については、BEAT が米国法人から米国の関連企業への支払ではなく、米国法人から米国以外の関連企業に対する支払に適用されるのであるから、モデル条約 24 条 5 項を侵害していると思われるとの見解が示された。しかし、米国の有識者などは、BEAT 所得を受領する法人は、究極の親会社が米国法人であると想定されること、また、BEAT は差別を意図するものでなく、米国の税基盤を守ることが意図した制度であるとの意見も紹介された。このセミナーのパネリストたちは、おおむね、条約の無差別条項に違反するとの見解であるようだった。

ロ WTO (世界貿易機関) の規則との関係
WTO 規則に違反しているかどうか

については、①GATT（関税及び貿易に関する一般協定）や SMC Agreement（補助金及び相殺措置に関する協定）は物の貿易に対する規則であること、また、② SMC Agreement で禁止されている補助金は、非常に特殊なケースであること、③FDII 控除が補助金の定義に合致するのかなど、十分な検討が必要であるとの見解が示された。

ハ BEAT と ALP の関係

BEAT と ALP の関係については、パネリストの活発な意見交換があった。まず、Saint-Amans 氏からは、「BEAT は、現在の ALP に問題があるとの見解が反映されたものであり、このことは、多国籍間の領域や BEPS に多大な影響を与えるだろう。そして、その影響は、政策立案者たちによって、まだ完全に把握されていない地震 (earthquake) のようなものである」との意見が述べられた。インドの Ranjan 氏からは、「ALP 基準は非常に大きい歪みの中にあり、米国税制改正は、世界で一番大きい経済が ALP の有効性を信じていないことを明らかにしてしまった。」との意見が出された。また、米国の Olson 氏からも、「米国の政治家は、ALP が国の税ベースを守れるか確信していない。」との発言があった。

そして、議長の Weeghel 氏から、「最近の国際課税は、信じられないほど複雑な景観を呈しているが、ALP については、今後、ALP にリップサービスをするのか、それとも定式（公式）的な利益調整に帰結するのか？」という、質問がなされた。それに対し、Saint-Amans 氏は、「我々には、実効性のあるシステムが必要である。この問題については、ヨーロッパの国々においてでさえ、意見が分かれており、緊急事態であることを認識している。何かを見つける必要がある。どのように

課税権を配分するのか、また、どのように Nexus を定義付けるのかという議論が行われるであろう。」と述べ、最後に「ALP については、どうなるか全くわからない。世界でもっとも大きな経済大国である米国が、ALP を信頼できないほうに一票を投じた。コンセンサスは、カオス（混沌とした状態）よりはまだましである」との発言があった。

3 デジタル化に関する税務上の問題点

(1) OECD 中間報告（2018 年）と最近の動向 イ 高度にデジタル化したビジネスモデルの一般的特徴とその問題点

高度にデジタル化したビジネスモデルの一般的特徴について 3 点挙げている。一つ目は「物理的拠点のない広域的活動」で、これにより多国籍企業の利益に関する課税権を発することができる課税管轄の減少により課税権の配分に影響があること。二つ目は「無形資産への依存」で、BEPS プロジェクトの下で、意義のある進展はあるものの、多国籍企業グループの異なるパート間における無形資産所得の調整に係る困難が存在すること。三つ目は「データとユーザーの参加」で、これにより、価値の創造の概念は、現存する税の枠組みによって捉えることができないため、価値の創造の源泉を考慮すると、難題をもたらすとの説明があった。

ロ 国際所得課税制度のキーとなる概念

デジタル経済に関する国際所得課税制度のキーとなる概念として、①非居住者企業に課税する課税管轄の決定を行うルールである「Nexus」と、②課税の対象となる利益の配分を決定するルールである「Profit Allocation」の 2 つの概念が挙げられた。

ハ デジタル化から生じる課題に対する各国の異なる見解

デジタル化から生じる課題に対する各国の異なる見解について、3つのカテゴリに分類されるとしている。第一グループは、デジタル・エコノミーによって引き起こされる課税上の問題に対処するためには、ターゲットの変化のみが必要であるとする見解。第二グループは、これらの課税上の課題は、高度なデジタル・ビジネスモデルに限定的なもの、あるいは、特別なものではないとする見解。そして、第三グループは、BEPSの取組を評価するには時期尚早であり、税制に重大な変化をもたらしたくないとする見解である。

ニ キー概念の見直し

連続的 (coherent) かつ同時的 (concurrent) に「Profit Allocation」と「Nexus」のルールの見直しを実行すること、つまり、経済活動と価値創造を根拠とした利益調整の原則に関して、経済のデジタル化の影響を検討し、2019年にアップデートを提供。2020年までに合意に向けて実施するとの説明があった。

ホ 中間報告で紹介された暫定措置 (interim measures)

暫定措置は、その必要性やメリットに関する同意を得られておらず、また、報告書はそれらの提案を推奨するものではない。したがって、各国が、暫定措置の導入について検討する場合で、そのような措置を設計する際には、以下の6つの要因を考慮することを推奨している。①一時的なものであること、②ターゲットを定めること (ネット広告やオンライン仲介サービスなど)、③租税条約、WTO及びEUを含む、国際的義務を尊重すること、④課税は最小限にすること、⑤事業を開始する者、中小企業への影響は最

小限にすること、⑥その措置に係るコストや制度の複雑さを最小限にすること、である。

ヘ 国際課税ルール以外の税制への影響

経済のデジタル化は、国際課税ルール以外にも、広範に税制に影響を与える。例えば以下の事項が挙げられる。

- ① ギグ・シェアリングエコノミーは、課税の立場に影響を与える (給与所得者から個人事業者や法人化など)。
- ② 租税教育の推進の必要性 (源泉徴収制度の適用外となる納税者の納税義務についてなど)。
- ③ 税務当局にとって、より良い納税者サービスの提供及び税務コンプライアンスにおけるビッグデータの利用のためのデジタル・ツールを利用する機会。
- ④ 仮想通貨の適切な税務上の取扱いやそれによって引き起こされる透明性のリスクの存在。

(2) デジタル化と将来の議論

経済のデジタル化に伴う議論については、以下の項目の議論が必要であるとの説明があった。

- ① 国際的課税権の再調整に直面しているのか？
- ② みなしPEには、前向きなのか？もしそうであるとすれば、利益帰属と価値の創造をどのように取り扱うのか？また、現在のALPは、どうなるのか？
- ③ あるいは、比例利益分割法に基づく分配アプローチを選択すべきか？EUのCCCTB (Common Consolidated Corporate Tax Base: 共通連結法人税課税標準) と潜在的相互関係があるか？
- ④ 政策的問題として、以下の2点を挙げている。1) OECDが2018年の中間報告で指摘しているように、「より多くの国が、一連の非協調的な方策を通じて、税

制を変更するだろう」という懸念、2) EUの構想(2018年3月21日指令草案)は、多くの疑問を浮かび上がらせていること。

これらの議論の方向性について、パネリストから意見が交換された。

まず、Bradbury氏からは、「キーとなる進展は、この議論に積極的に参加しようという米国の意欲である。注目すべきは、米国の議論に対する貢献が無形資産市場と利益配分の他の手段にますます集中してきていることである。」と述べ、「私は2020年にリリースされる最終報告書については、本当に楽観的である。皆、検討すべき課題を持っている。EUはEUの中で2、3の見解を持っており、米国もまたBEATやGILTIのようなBEPSの米国バージョンを持って試みている。」との発言があった。

続いて、インドのRanjan氏は、「我々はNexusという幅広い概念に向かって動かなければならないし、ALPに拘束されないprofit allocationルールに向かわなければならない。」と述べ、さらに、「最近の傾向として、各国は課税権の再配分の問題について話し合うことに対してよりオープンになってきている。これらの進展は、国際課税を考える上で前向きな動きになっていることを明らかに示している。我々が重要な経済的実在の概念やNexusの基盤を形作ることができる何らかの概念に関するコンセンサスに到達できるであろう。」との見解を示した。

最後にSaint-Amans氏からは、「まず、Profit Allocationについて議論し、それから固有の国において与えられた課税権を保持する源泉地国においてNexusを構築することを試みる。これは大変、大きな変化である。」との発言があった。

「セミナーF：税源を浸食せずに国外投資を誘引する優遇税制」

[Seminar F : Tax incentive to attract foreign direct investments without eroding the tax base]

[議長及びパネル]

Chair: Peter Barnes (United States)

Panel Members:

Paolo Arginelli (Italy)

Jesper Barenfeld (Sweden)

Eng-Tay Geok Lee (Singapore)

Joon Seok Oh (Korea)

Li Na (China)

[セミナーの概要]

1 優遇税制の概要 (Introduction)

最初に、優遇税制に関する定義や種類など基本的な事項の説明がなされ、優遇税制は、租税債務に対して控除や適用除外を提供することによって国外投資を誘引するための手段として長い間利用されてきたものであり、投資家にとって魅力的な制度であるとの説明があった。また、優遇税制は、強固なインフラを備えた先進国においてはコスト削減効果があり、一方貧弱なインフラや汚職のリスクのあるあまり発展していない国においては、起り得るリスクに対する緩衝材としてのバランス効果があるとの発言があった。

2 優遇税制の制度設計と実施

適切な優遇税制の制度設計は、その優遇措置の目的を検討し、意図される目標の達成が保証されることが重要である。優遇措置に持続性があり、その制度を利用する納税者(国外投資家)に確実性を提供すべきであるとの見解が示された。

また、優遇税制の制度設計及び実施においては、意図する効果やコスト削減を無効にする(例えば、居住地国で外国子会社合算税制

が適用される場合で、関連する租税条約にみなし外国税額控除の規定の欠如) ような、他の要因も考慮する必要があり、そのような場合には優遇税制の意図する利益が失われてしまう。みなし外国税額控除は、それ自身、付与することを余儀なくされる優遇税制である。しかし、これは投資を誘引するというよりも、投資を持続させるための優遇税制である。そして、優遇税制の制度設計等において、優遇税制を持続させるための行政コストを見積もる必要があるとの見解が示された。

3 優遇税制に関する各国間の調整

優遇税制 (特に不完全に設計されたもの) は、不正に利用される可能性が大きい。現在の優遇税制が主として新しい投資を誘引することに焦点を当て、既存の優遇税制には焦点を当てていないことは、必然的に機動性のある投資に移行し、新たな投資を呼び込む結果を生み出すとの説明があった。また、これまでの OECD の有害税制フォーラムの取組及び有害 (harmful) の意義に関する説明があった。有害の捉え方は様々となっているが、そのような主観的な基準に基づく優遇税制の各国間の調整は、納税者に不確実性を生じさせるリスクがあるため、客観的な基準に基づくことが望ましいとの見解が示された。しかし、この基準については、一つの基準がすべてに当てはまるものではないとの発言があった。

4 今後の優遇税制の方向性

優遇税制は、政策的な手段であり、本質的には悪いものではなく、その制度が悪く設計されることが問題である。優遇税制は、間違いなく投資に関する意思決定を担うひとつの要因であり、優遇税制そのものの善し悪しを検討するべきではないとの見解が示された。

「セミナーG : IFA/EU EU の最近の動向」

〔Seminar G : IFA/EU〕

〔議長及びパネル等〕

Chair: Pasquale Pistone (Italy)

Panel Members:

Sune Hein Bertelsen (Denmark)

Philip R. West (United States)

Juliane Kokott (EU)

Christian Dorenkamp (Germany)

Secretary:

João Nogueira (Portugal)

〔セミナーの概要〕

EU におけるデジタル経済課税に関する最近の動向について、パネリスト間で議論がなされた。

1 最近の状況

冒頭 Introduction として、セクレタリーから、昨年の IFA 年次総会から今日までの間に出された EU 第一次法及び第二次法に基づく諸事案について紹介があった。

始めに、欧州司法裁判所 (CJEU) の判例に焦点が当てられ、特徴として他国の最高裁判所と比較しても、EU における CJEU の判例法の安定性が高いことが強調された。また、CJEU が移転価格のような新しい領域についても受け入れているという Hornbach-Baumarkt 事案⁽²⁷⁾、さらに、CJEU が初めて仲裁条項に基づき直接税に関する判断を下した Austria v. Germany 事案⁽²⁸⁾について紹介があった。

続いて、最近の国家補助に関する事案として、欧州委員会が、ルクセンブルグが Engie 社に対し 1.2 億ユーロの違法な国家補助を行ったとの判断を下した Engie 事案⁽²⁹⁾の紹介があったほか、特定のクロスボーダー取引に関し税務仲介人に対して情報開示を義務付ける指令 DAC6⁽³⁰⁾、及び欧州理事会が 2018 年

5月に結論を出した、課税におけるグッドガバナンス条項⁽³¹⁾について紹介があった。当条項はEU外の第三国との協定に導入することが意図されているが、その文言には強制力がなく、たとえ条項の侵害があっても欧州委員会やその他のEU組織はいかなる法的手段も取ることはできないという特徴が説明された。

最後に、EUが非協力的な税務管轄地リストについて公表⁽³²⁾したことについて言及があった。EUのパネリストからもCJEUで扱ったいくつかの事案が紹介され、Egiom and Enka 事案⁽³³⁾及び Deister and Juhler Holding 事案⁽³⁴⁾は法の濫用について、また、Hornbach-Baumarkt 事案⁽³⁵⁾は移転価格の特定の論点（親会社が外国子会社に提供したコンフォートレターの独立企業間価格適合性）について、裁判所の立場を明確にしたものであるとの説明があった。

2 焦点

(1) デジタル経済

議長は、デジタル経済は新たなビジネスモデルを発展させており、伝統的な国際課税の法的カテゴリはそれらにはなじまないとして、EUの抱える2つのジレンマを挙げた。1つ目はEUが新しい税秩序に向けて変化すべきかどうか、2つ目はEUがOECDの策定する枠組みによる合意を待ち、又はそれを補足すべきかどうかである。

EUのパネリストは、デジタル経済におけるnexusの概念について説明し、執行管轄地は本質的により属地的なnexusを必要とするが、立法管轄地及び裁判管轄地は属地性よりも“真のつながり（Genuine link）”を必要とすると述べた。“真のつながり”は領土内における物理的拠点を必要とするものではなく、税制を適切に機能させるためには、デジタル経済における領土の概念を再解釈しなければならないというのが同パネリストの見解であった。一方で

既に付加価値税等の分野でnexusとして使用されている“効果（Effects）”の概念（仕向地主義、売上高、消費）については、これを所得税のnexusについても用いる可能性について示唆した。

次に、欧州委員会が2018年3月に提案を行ったDST指令案⁽³⁶⁾及びSDP指令案⁽³⁷⁾について議論がなされた。

デンマークのパネリストはDST指令案に関する分析として、DSTが利益や売上を基準とした伝統的な法人税原則から逸脱していることや、執行が困難であること、また二国間での税収シフトが起きることなどの短所を説明した。

SDP指令案については、本指令案の重要な要素である利益配分について議論された。ドイツのパネリストは、本指令案が有効となった場合にGoogle Germanyにどのくらいの納税が生じるかについて仮定を置いて検証を行ったが、検証によればドイツの税収への影響はかなり限定的であった。デンマークのパネリストは、本指令案がビジネスに悪影響を与え、法的不確実性と紛争の増加をもたらし、より大きな経済規模の国に課税権がシフトするであろうと述べ、導入への警鐘を鳴らした。

(2) 国家補助と移転価格

EUのパネリストはCJEUの判例法に焦点を当て、CJEUによる国家補助事案に対する4ステップ論法について紹介した。また、重要な点として、CJEUが慣例として、国家に対する自由裁量の余地を認めてきたことを強調した。その後、最近の国家補助に関するCJEUの興味深い判例として、ANGED 事案⁽³⁸⁾、Heitcamp 事案⁽³⁹⁾、Lowell Financial Services 事案⁽⁴⁰⁾、及びA-Brauerei 事案⁽⁴¹⁾が紹介された。

セクレタリーは、移転価格に関する国家補助事案についての欧州委員会の立場につ

いて書かれている資料として、EU 機能条約 107 条・にて言及されている国家補助の概念に関する Commission Notice⁽⁴²⁾、及び国家補助とタックスルーリングに関する欧州委員会競争総局の working paper⁽⁴³⁾を紹介した。彼は、タックスルーリングにより多国籍企業が独立企業間原則に基づかない恩恵を受けることは容認できないとし、OECD 移転価格ガイドラインの適用は、それが市場価格に基づいた結果と近似する限りは問題ないとした。他方で欧州委員会は OECD の独立企業間原則が必ずしも EU 機能条約 107 条で要求される要件と合致していないことを示唆しており、議長は、移転価格手法が独立企業間原則から逸脱している場合、課税優遇措置が構造的に生じる可能性がある」と述べた。

ドイツのパネリストは、企業の遂行する事業が OECD 移転価格ガイドラインのような国際的に認められた基準に従っている限り、国家補助により罰せられるべきではないと述べた上で、国家補助が認められた場合、企業は過去 10 年前まで遡り違法な補助を返済する必要があるため、結局のところ企業に負担がかかるとの懸念を示した。

3 今後の展望、終わりに

ドイツのパネリストは、EU 内での今後の展望として、来年の総会において重要になるであろう CJEU のいくつかの判例（国家補助に関する A-Brauerei 事案⁽⁴⁴⁾、利子ロイヤリティ指令及び親子間指令に関する Danish Withholding 事案⁽⁴⁵⁾、ルーリングに関する Holmen Sweden 事案⁽⁴⁶⁾等）を紹介した。また、第二次法に関する提案として、欧州委員会の内部通報指令ドラフト⁽⁴⁷⁾に注目し、企業情報のプライバシーの見地から当該指令への懸念を示した。

「セミナーH：国際課税の最近の動向」

[Seminar H : Recent developments in international taxation]

[議長及びパネル]

Chair: Chloe Burnett (Australia)

Panel Members:

Marlies de Ruyter (Netherlands)

Joshua Odintz (United States)

Hyejung Claire Byun (Korea)

Kees Van Raad (Netherlands)

[セミナーの概要]

1 国際課税秩序の大幅転換

BEPS 行動の合意後、各国税制には「コンバージェンス（世界基準への歩み寄り）」及び「ユニラテラリズム（単独主義）」という方向性の異なる 2 つの傾向があり、その中でデジタル経済や PE を通じた課税を各国がどのように実施していくかという点につき、各国の採用する税制や米国の判例⁽⁴⁸⁾、インドの事前ルーリング事例⁽⁴⁹⁾等を用いた検討が行われた。

また、租税条約の役割におけるバランスが二重課税排除から租税回避防止へシフトしていることに対し、納税者権利保護の観点から懸念が指摘され、オランダのパネリストからは OECD は租税条約の範囲（税目等）を再考すべきではないかとの意見があった。

2 論争の増加

最近の国際課税に関する論争の多くが、PE と移転価格に関するものであることが指摘され、その一つとして、移転価格課税事案に対し対 BEPS 措置を遡及適用する可能性について言及があった。また、EU に関する最近のトピックとして、国家補助に関する査察、同時調査の増加が挙げられた。その後、租税条約の適用に係る最近の判例⁽⁵⁰⁾が紹介された。

論争増加の要因については、各国当局が情報交換等により、より多くの情報を入手できるようになったこと、及びそれにより各国の実務慣行が変化していることが一因として挙げられた。

ての情報開示を義務付ける指令 DAC6⁽⁵²⁾について紹介があった。

3 米国税制改革

米国のパネリストから、米国において2017年税制改革法が成立したことに伴い、新たに導入された国際課税制度である GILTI 合算課税、FDII 控除、及び BEAT について紹介があった。

4 クロスボーダー金融

米国の専門家から、OECD が2018年7月に BEPS 行動 8-10 のフォローアップ作業として公表した、金融取引の移転価格に関するディスカッションドラフト⁽⁵¹⁾について紹介があった。”金融取引の正確な描写”アプローチの活用や、グループ内金融への独立企業間原則の適用可能性などが議論されたが、この分野においては未だ各国間のコンセンサスが欠如している、というのがパネルの共通認識であった。

ブラジルの専門家からは、同国において金融取引の移転価格算定に採用されている法定推定利率について紹介があり、当該ルールは独立企業間原則に則ってはいないものの、文書化も簡易で済み、コンプライアンス費用を低減させているとの説明があった。

5 税の透明性に関する国際的な取組

米国のパネリストから、税の透明性の向上策として、米国で導入されているプロモーター等に対する義務的情報開示制度や、2018年5月に EU で導入された、脱税や租税回避をアレンジする税務アドバイザー等の仲介業者に対し、特定のクロスボーダー取引につい

「セミナーI：地域政府職員セミナー」
〔Seminar I：Regional Government
Officials Panel〕

〔議長及びパネル〕

Chair: Wayne Adams (Canada)

Panel Members:

Jeongwook Choi (Korea)

古川 勇人（国税庁国際業務課長（当時）、日本）

Zhiyong Zhang (China)

Andrew Mills (Australia)

〔セミナーの概要〕

1 最近の取組

パネルメンバー各国の税務行政における、最近の取組が紹介された。各国の取組に関するキーワードは次のとおり。

韓国：相互協議手続きの改善、オフショア脱税への取組としての法制強化、ITシステムや運用に関するキャパシティビルディング

豪州：負担軽減策、データ分析、タックスギャップ分析、納税者への関与、“2024 Vision”への取組

中国：当局と納税者の関係強化、税負担の軽減、コンプライアンス向上への努力

日本：PE条項の改正、デジタル経済への対応、CRS・CbCレポート等を通じた他国との協調

カナダ：リスクアセスメントの向上に資するデータ分析への投資、自発的情報公開プログラムへの移行、国際的パートナーとの協働

2 各論

①PE回避への対策、②受益者概念/条約の濫用、③デジタル経済への課税、④税務当局間の協調の各論点につき、各国での対応状況

が紹介されるとともに、パネリスト間で意見が交わされた。

中でも④税務当局間の協調という点に関しては、CbCレポートを始めとする情報交換を通じた情報入手とその活用の重要性という点において、各パネリストの認識は一致していた。さらに、権限ある当局として相互協議等の紛争解決手段をどのように改善していくかについて、各国の現状を踏まえた意見が述べられた。

3 今後の課題

各パネリストから各国における国際課税に関する将来的な課題（他国税務当局との協働、情報の収集及び活用、納税者のコンプライアンス向上、内部効率の向上等）について発表された。

「セミナー」: OECD ガイドラインに含まれる基本原則の観点からみた最近の国際的 VAT/GST の問題」

[Seminar J : Recent international VAT/GST issues from the perspective of basic principles included in the OECD's International Guidelines]

〔議長及びパネル〕

Chair: Andrea Parolini (Italy)

Panel Members:

Piet Battiau (OECD, France)

Karl -Heinz Haydl (Germany)

Fabiola Annacondia (Argentina)

Soo -A Shim (Korea)

〔セミナーの概要〕

1 概念と原則：中立性と仕向地

最初に、OECD ガイドライン (2017 年)⁽⁵³⁾ で示された VAT/GST 課税の基本概念である「neutrality (中立性)」と「destination principle (仕向地原則)」について基本的な解説があった。続いて、OECD ガイドラインの性質・役割についての説明があり、OECD ガイドラインの性質・役割は、“Soft Law”であり、OECD の他のガイドライン同様、法的拘束力を持たず国内法に関する詳細な規定もないが、VAT 政策に関する国際的協調の強力な手段であり、多国間レベル及び国内レベル双方に影響し、全世界において最も総合的な VAT/GST の改革の実施に役立っている。今後は、国外供給者から VAT を徴収するためのメカニズムに関連する実施パッケージをつくること、そして、デジタル・プラットフォームやシェアリング及びギグ・エコノミーの取扱いといった先端分野に関する新しいガイドラインを発表し、国際的な行政協調メカニズムを起動させたいとの説明があった。

2 役務提供取引と無形資産取引 (Supplies of services and intangibles)

役務と無形資産の提供における仕向地原則の諸問題について事例を基に説明があった。OECD ガイドラインで示された仕向地原則の成果が顕著であり、この原則は、OECD 加盟国以外の国々も含め、世界中で採用されるべきであるとの発言があった。事例は、リサーチ・アレンジメントによる仕向地原則に基づく VAT 課税の公平な調整 (allocation) 事例や動産に関連する検査、修理の特殊な取引に係る二重課税回避のための還付制度の構築が必要な事例などの紹介があった。

3 VAT/GST の徴収方法 (Collection methods)

VAT/GST の徴収方法は、取引が B2B と B2C の別に様々な徴収方法があり、事例を基に①供給者を通じた徴収メカニズム (登録ベースの徴収制度)、②取引仲介者を通じた徴収メカニズム、③IT 等活用して取引時に即時に徴収する自動的徴収メカニズムなどが紹介された。

4 非居住供給者のコンプライアンス制度

OECD では、B2C 取引における海外の非居住供給者に対して、簡素な登録・徴収制度を推奨しているが、海外に所在する供給者にとって利用しやすいものとなるよう手続等の簡素化を図ることが重要であるとの説明があった。一方、ある程度のコンプライアンスを確保する必要があるとの発言があり、そのように簡素化した場合の問題として、「B2B 取引になるのか、B2C 取引になるのか」という顧客のステータスの確認方法、また、顧客の「通常の居住地」の決定が挙げられた。また、デジタル・エコノミーに関して、デジタルサービスの定義の困難性や新たな IT 技術の登場への対応などの問題点が指摘された。

- (1) 議題1については、吉村政穂「2018年度IFA年次総会（ソウル大会）報告会 II [テーマ別報告] 議題1：一般的な性質と範囲を有する回避対抗手法の探求」租税研究 833号 360～366頁（2019）を参考にした。
- (2) フランス CFC 税制については、「Conseil d'Etat, 18 May 2005, Nr 267087 Sagal」。また、フランス過少資本税制については、「Conseil d'Etat, 21 July 2017, Nr 392908, Thermo Electro Holdings」。
- (3) 日本においては、同族会社行為計算否認規定（法人税法 132 条、所得税法 157 条 1 項、相続税法 64 条 1 項）や組織再編成に係る行為計算否認規定が TAAR に当たると考えられる。森信茂樹「BEPS と租税回避への対応——一般的否認規定（GAAR）の整備を——」財務省総合政策研究所『フィナンシャル・レビュー』平成 28 年 1 号（通巻第 126 号）（2016 年）8 頁参照。
- (4) United Nations (UN), *United Nations Handbook on Selected Issues in Protecting the Tax Base of Developing Countries Second Edition*, pp49, (2017).
- (5) Graham Aaronson, *GAAR STUDY — A study to consider whether a general anti-avoidance rule should be introduced into the UK tax system* —, 4.10, pp24, (2011).
- (6) *Birchcliff Enegy Ltd. V. The Queen*, 2012-1087(IT)G(Canada)
- (7) *Tax Challenges Arising from Digitalization: Interim Report 2018*.
- (8) Proposal for a COUNCIL DIRECTIVE laying down rules relating to the corporate taxation of a significant digital presence (2018.3.21).
- (9) Proposal for a COUNCLI DIRECTIVE on the common system of a digital services tax on the revenues resulting from the provision of certain digital services (2018.3.21).
- (10) Corporate tax and the digital economy: position paper update (2018.3.13).
- (11) Article 7:900(1), 7:902 Burgerlijk Wetboek (Civil Code of the Netherlands).
- (12) OECD モデル租税条約コメンタリー25 条パラ 87。
- (13) Code of Governance for resolving tax disputes, HM Revenue and Customs (2017.10). 4 頁に「Most disputes can be resolved collaboratively」との記述がある。
- (14) The Finance Act, 2018.
- (15) *Supra* note 10.
- (16) 税源浸食割合は、税源浸食恩典が損金の総額に占める割合。
- (17) 税源浸食恩典額は、税源浸食支出のうち、当該課税年度に損金に算入されている金額。
- (18) 実効税率 13.125%までは課税されないのは、米国の新法人税率は 21%であり、この GILTI 所得には、50%控除があるため、実質的な税率は 10.5%になる。そして、間接外国税額控除の枠が 80%までに制限されるので、10.5%を 0.8 で割り返すと 13.125%となる。
- (19) Tested Income (Loss)は、米国税法ベースの税引後所得（損失）をいう。
- (20) みなし動産リターンは、プラスの Tested Income を計上している CFC が保有する有形償却資産のネット簿価を米国株主側に合算し 10% を乗じた金額から特定支払利息を差し引いた金額。
- (21) 控除 50%は 2025 年までで、それ以降は 37.5% に減額。
- (22) FDII の 37.5%が控除額となるので、FDII に係る米国連邦税の実効税率は、GILTI と同様に、2025 年までは、13.125%（ $(100\% - 37.5\%) \times 21\%$ ）÷100）となる。
- (23) 改正前の過大利子税制では、キャッシュベースの EBITDA の 50%まで制限。
- (24) EBITDA とは、「Earnings Before Interest, Taxes, Depreciation and Amortization」の略で、金利、税、有形固定資産の減価償却費、無形固定資産の償却費を差し引く前の利益を意味する。
- (25) EBIT とは、「Earnings Before Interest and Taxes」の略で、利払前・税引前利益を意味する。
- (26) 改正前の過大利子税制では、控除限度余裕額（Excess limitation）が 3 年間繰り越すことができた。
- (27) Case C-382/16 Hornbach-Baumarkt AG v. Finanzamt Landau, 2018.
- (28) Case C-648/15 Austria v. Germany, 2017.
- (29) Commission Decision of 20.6.2018 on Stated

Aid SA.44888 implemented by Luxembourg in favour of Engie.

- ⁽³⁰⁾ Council Directive 2018/822/EU (2018.5.25).
- ⁽³¹⁾ Council conclusions on the EU standard provision on good governance in tax matters for agreements with third countries (2018.5.25 公表) .
- ⁽³²⁾ Council conclusions on the EU list of non-cooperative jurisdictions for tax purposes (2017.12.5) . 2019.3.12 更新。
- ⁽³³⁾ Case C-6/16 Equiom and Enka, 2017.
- ⁽³⁴⁾ Case C-504-613/16, Deister Holding AG, Juhler Holding A/S v. Bundeszentralamt für Steuern, 2017.
- ⁽³⁵⁾ *Supra* note 27.
- ⁽³⁶⁾ *Supra* note 8.
- ⁽³⁷⁾ *Supra* note 9.
- ⁽³⁸⁾ Case C-233-237/16, ANGED v. Consejería de Economía y Hacienda del Principado de Asturias etc, 2018.
- ⁽³⁹⁾ Case C-203/16 P, Andres (faillite Heitkanp Bauholding) v. European Commission, 2018.
- ⁽⁴⁰⁾ Case C-219/16 P, Lowell Financial Services GmbH v. European Commission, 2018.
- ⁽⁴¹⁾ Case-C-374/17, Finanzamt B v A-Brauerei, 2018.
- ⁽⁴²⁾ Commission Notice on the notion of State aid as referred to in Article 107 · of the Treaty on the Functioning of the European Union, C/2016/2946, OJ C262, 2016.
- ⁽⁴³⁾ DG Competition Working paper on State Aid and tax rulings (2016.6.3).
- ⁽⁴⁴⁾ *Supra* note 41.
- ⁽⁴⁵⁾ Case 299-115-118-119/16, Z Denmark etc. v. Skatteministeriat, 2019.
Case 116-117/16, Skatteministeriet v. T Danmark and Y Denmark Aps, 2019.
- ⁽⁴⁶⁾ Case 608/17, Skatteverket v. Holmen AB, 2019.
- ⁽⁴⁷⁾ Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on the Protection of Persons Reporting on Breaches of Union Law (2018.4.23).
- ⁽⁴⁸⁾ South Dakota v. Wayfair Inc. , 585 U.S.

_(2018)

- ⁽⁴⁹⁾ Asst. DIT v. E-Funds IT Solution Inc., [2017] 86 taxmann.com 240 (SC)[24-10-2017] MasterCard Asia Pacific Pte. Ltd., A.A.R. No 1573 of 2014 (2018)
- ⁽⁵⁰⁾ *Supra* note 28.
- ⁽⁵¹⁾ Public Discussion Draft BEPS ACTIONS 8-10 Financial Transactions (2018.7.3).
- ⁽⁵²⁾ Council Directive 2018/822/EU (2018.5.25).
- ⁽⁵³⁾ OECD, *International VAT/GST Guidelines*, (2017).